

宜野湾市ホームページ有料広告掲載基準

平成 25 年 10 月 31 日総務部長決裁

改正：平成 26 年 3 月 19 日総務部長決裁

改正：平成 31 年 4 月 12 日総務部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この基準は、宜野湾市（以下「市」という。）がインターネット上に公開しているホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第 2 条 ホームページに掲載する広告はバナー（ウェブページ上で他のウェブサイトを紹介する役割をもつ画像）広告とし、その種類及び範囲については、行政広報の公共性及び品位を損うおそれのないもので、かつ、利用者に対し不利益を与えないものとし、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) あたかも市が推奨していると誤解されるおそれがあるもの
- (2) 法令・条例等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれがあるもの
- (4) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業に関するもの
- (7) 市の施策、計画等を阻害するおそれがあるもの
- (8) 差別、偏見等を助長するおそれがあるもの
- (9) 沖縄県屋外広告物条例（昭和 50 年沖縄県条例第 28 号）の規定に反するおそれがあるもの
- (10) 内容及び責任の所在が不明確なもの
- (11) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むものまたは事実を誤認するおそれがあるもの
- (12) 行政機関から指名停止、許可取消し等の行政指導を受けている業者のもの
- (13) 社会問題を起こしている業種や業者のもの
- (14) 青少年健全育成に悪影響を与えるもの
- (15) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (16) 暴力団、その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (17) 比較により、他者を著しく貶めるおそれのあるもの
- (18) その他市長がホームページへの掲載を適当でないと認めるもの

(広告の掲載位置)

第 3 条 掲載する広告の掲載位置は、市が指定した位置とする。

(広告掲載料、規格及び制限)

第4条 掲載する広告はバナー広告とし、掲載料、規格、制限については次のとおりとする。

(1) 掲載料金 市と広告掲載に関する契約を締結した者(以下「広告代理店」という。)が定める。

(2) 規格 情報政策担当課長が定める。

(3) 制限

ア コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止

イ 画面が点滅するものは禁止

ウ 画像は、背景と区別がつくものとし、画像が背景と同色である場合は、枠付きの画像とする。

エ バナー画像にバナー画像代替テキスト(ALT属性)を付するものとし、先頭に【広告:】を付け、広告主会社名または広告主会社の説明文、またはその両方を表示するものとする。この場合において、文字数は50文字以内(【広告:】を含む。)とする。

(広告の掲載順位)

第5条 掲載する広告の優先順位は次のとおりとする。

(1) 市内に事務所等を有する公社、公団、公益法人、私企業のうち公共性の高い業種のもの

(2) 市内に事務所等を有する私企業、自営業及び団体等

(3) その他市長が広告を掲載する者として適当であると認めるもの

(広告掲載の申込み)

第6条 ホームページへ広告を掲載しようとする者(以下「広告主」という。)は、広告代理店へ申し込むものとする。

(広告内容の制限)

第7条 広告及び広告からリンクするホームページ(以下「リンク先ホームページ」という。)の内容は、次の各号のいずれにも適合することとする。

(1) リンク先ホームページにおいて、広告の対象となっている製品・サービス等に関する情報を、本市が推奨しているとの誤解を与える表現がなされていないこと。

(2) リンク先ホームページにおいて、広告主の名称及び所在地を明示すること。

(3) 広告方法等が、業種、業態等に応じて個別の法令等により規定されている場合は、当該法令に従ったものであること。

(広告主の責任及び費用)

第8条 広告及びリンク先ホームページの内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成費用は、広告主が負担するものとする。

(ホームページ有料広告審議会)

第9条 ホームページに掲載する広告に関し、次に掲げる事項の協議を行うため、ホームページ有料広告審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) 広告掲載の審査に関すること。
 - (2) その他広告掲載に関すること。
- 2 審議会の委員は、総務部長、総務部次長、情報政策担当課長、広報担当課長をもって充てる。
 - 3 審議会に委員長を置き、総務部長の職にある者をもって充てる。
 - 4 委員長に事故あるときは、総務部次長がその職務を代理する。
 - 5 審議会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
 - 6 審議会の庶務は、情報政策担当課において処理する。

(広告掲載の決定)

第10条 情報政策担当課は、広告代理店を通して広告掲載の申込みがあったときは、掲載の可否を審議会に諮るものとする。委員は、掲載しようとするバナー広告の画像及びリンク先ホームページの内容について、第2条の規定に基づき、速やかにその内容を審査し、委員長が掲載の可否を決定する。委員は、審査内容に疑義がある場合は、委員の招集を要請することができる。

- 2 広告代理店は、前項の審査結果に基づき、掲載が決定したものについて、第4条の規格により広告原稿を作成し、市が指定した期日までに提出するものとする。
- 3 広告掲載の不承認通知については、広告代理店が、広告主に通知するものとする。

(広告の取消し)

第11条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) ホームページの更新に支障があるとき。
- (2) この基準に違反したとき。
- (3) その他市長が広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第12条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責によらない事由により掲載することができなかつたときは、その一部又は全部を還付することができる。

(その他)

第13条 この基準に定めるもののほか、必要事項は別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成25年10月31日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年6月1日から施行する。